

改正

令和2年2月26日条例第1号

知立市中小企業振興基本条例

私たちのまち知立市は、古くは東海道の宿場町として商業を中心に発展してきました。

そして、現在では商業のみならず、全国でも有数の自動車産業の盛んな地域に位置し、また、主要国県道、鉄道が縦横に交差する交通の要衝地でもあることから、小規模企業も含め、多くの中小企業が立地しています。

中小企業は、地域経済を牽引する大きな力であるとともに、雇用の確保にも重要な役割を占めています。また、地域に根ざした活動を通じて地域社会に貢献する役割も担っており、私たちの暮らしと密接に関わっています。

こうした中小企業の成長発展は、豊かな市民生活、継続的な市勢の伸展に不可欠であることから、中小企業の持つ個性や可能性を十分に発揮できるよう、常に励まし、応援することが必要です。

私たちは、こうした考えのもと、中小企業の成長発展を図ることを目指し、ここに知立市中小企業振興基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、知立市（以下「市」という。）の中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者及び関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、市民の中小企業への理解を深め、相互に協力することにより中小企業の振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業に関する団体及び金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 中小企業に関する団体 商工会、商店街振興組合、事業協同組合その他中小企業を支援する事業を行う団体をいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。
- (7) 大学等教育機関 大学、高等学校及び専修学校をいう。
- (8) 関係者 大企業者、中小企業に関する団体、金融機関及び大学等教育機関をいう。
- (9) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を基本とし、市、中小企業者、関係者及び市民が連携し、及び協力して推進するものとする。

- 2 小規模企業及び小企業の振興は、前項に規定するもののほか、中小企業のうち多数を占める小規模企業及び小企業が、地域の経済及び雇用を支える極めて重要な存在であることに鑑み、小規模企業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られることを基本として推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、中小企業の振興に関する総合的な施策（以下「中小企業振興施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。この場合において、市は、中小企業者及び中小企業に関する団体の意見を適切に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市は、小規模企業振興基本法の基本原則にのっとり、小規模企業が地域経済の活性化並びに市民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

（中小企業者の努力等）

第5条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、常に技術力の向上及び経営基盤の強化に自主的に取り組み、経済的社会的環境の変化に適応するよう努めなければならない。

- 2 中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入するよう努めるとともに、中小企業に関する団体が地域及び中小企業の振興を図る事業を実施する際は、当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図

り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 5 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に適応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業の健全な発展に協力するものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が市の経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の役割)

第7条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、中小企業の振興のための活動を通じ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

- 2 中小企業に関する団体は、中小企業の振興が市の経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者の経営努力を支援するものとする。

- 2 金融機関は、中小企業の振興が市の経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等教育機関の役割)

第9条 大学等教育機関は、人材の育成及び研究成果の普及を通じ、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市、中小企業者（小規模企業者を除く。）及び関係者は、小規模企業者に対しては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めなければならない。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、第3条に定める基本理念

に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の技術力の向上を支援すること。
- (2) 中小企業者に対する資金の供給の円滑化を支援すること。
- (3) 中小企業者の事業継承の円滑化及び事業経営の向上に必要な人材の育成並びに起業家の支援を促進すること。
- (4) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (5) 観光資源を活用した事業を実施することにより、市の経済及び中小企業の活性化を推進すること。
- (6) 産業の集積を活性化することにより、中小企業者の経営資源の確保及び市民生活の向上に資すること。
- (7) 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者に対し、当該加盟者である中小企業者に対し、第5条の規定の遵守について指導するよう協力を求めること。
- (8) 中小企業に関する団体が行う中小企業の振興に関する施策を支援すること。
- (9) 中小企業者相互並びに中小企業者と国、関係地方公共団体及び関係者の間の連携及び協力を促進すること。
- (10) 市民の中小企業に対する理解及び協力を促進すること。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(知立市中小企業振興会議)

第14条 市長の諮問に応じ、中小企業振興施策を調査研究するため、知立市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 中小企業者
 - (2) 中小企業に関する団体の役職員
 - (3) 学識経験者
 - (4) 公募市民
 - (5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	環境審議会委員	」
---	---------	---

を

「	中小企業振興会議委員	」
	環境審議会委員	

に改める。

附 則（令和2年2月26日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。